

韓国知的財産ニュース 2021年2月後期

(No. 433)

発行年月日：2021年3月5日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月16日から28日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2108255)
- 1-2 知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示の一部改正
(関税庁告示第2021-28号)
- 1-3 特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令(案)立法予告
(産業通商資源部公告第2021-138号)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、大学・公共研究機関の収益で再投資をする支援事業を拡大
- 2-2 APEC IPEG(知的財産権専門家会合)議長に韓国の特許庁事務官を選出
- 2-3 特許庁、2月22日から「2021年青少年発明・創意力大会」の受付を開始
- 2-4 営業秘密コンサルティングに参加する企業を募集
- 2-5 デジタル時代、知的財産イノベーションにより産業競争力を備える
- 2-6 特許庁-SGI ソウル保証、知的財産優秀企業に保証支援を拡大
- 2-7 中小企業の特許製品、開発から販路まで特許庁が支援する
- 2-8 技術イノベーションの奨励および成果の合理的な共有に向けた、職務発明制度の改善委員会を発足

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、2021年「知財権紛争対応センター」の事業を開始

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1 - 1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号：2108255)

議案情報システム (2021. 2. 24.)

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号：2108255)

議案番号：2108255

提案日：2021年2月24日

提案者：ソン・ギホン議員外10人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術の流出防止及び保護のために、産業技術の流出及び侵害行為をすることにより、対象機関に損害を与えた者は、損害を賠償する責任を負わせるよう定めており、産業技術の侵害行為が故意的であると認められる場合、損害として認められる金額の3倍を超えない範囲内で賠償額を決めるようにしている。

しかし、2015年から2017年まで、検察が産業技術の流出事件に関連して起訴した103件のうち、実刑の宣告を受けた事例は3件(2.9%)に過ぎず、執行猶予(56件)及び罰金(36件)が全体の89%を占めており、警察がここ5年間で、国家産業技術流出により検挙した人員が1,700人を上回る状況の中で、犯罪抑止力を高めるためには、損害賠償額の引き上げが必要であると指摘されている。

また、2020年12月に法務部が立法予告した「商法」における懲罰的損害賠償額は、損害額の5倍であり、最近制定された「重大災害処罰等に関する法律」での懲罰的損害賠償の限度を損害額の5倍の範囲に明示していることに反し、同様の懲罰的損害賠償にも関わらず現行法の技術侵害に対する損害賠償請求額は損害額の3倍にとどまっている。

なお、国内の中核技術を保護するために、産業技術の不正な海外流出に対しては、処罰規定を定めているが、産業スパイの増加傾向に伴って技術流出も増えているため、開発者と関連企業、そして国家レベルの損失を防ぐためには、処罰をより強化する必要があるという意見がある。

そこで産業技術の流出による侵害行為に対する損害賠償額の限度を現行の損害額の3倍から5倍に引き上げ、産業技術を海外に流出した者に対しては、個人情報公開するよう

にすることで、国内の産業技術を保護し、被害を最小限にするためのものである（案第22条の2第2項及び第36条の3新設）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項各号以外の部分のうち、「3倍」を「5倍」とする。

第36条の3を次のように新設する。

第36条の3（産業技術を海外に流出した者の個人情報公開等）①法院は、第36条（同じ罪を犯す目的で予備又は陰謀をした者及び未遂犯を含む）及び第36条の2の犯罪を犯した者に対して判決により氏名、住民登録番号及び該当の犯罪要旨を最大30年の範囲で情報通信網を利用して公開する命令を、該当事件の判決と同時に宣告しなければならない。

②第1項による情報の公開期間は、判決が確定した時から起算する。但し、公開命令を受けた者が実刑を宣告された場合には、その刑の全部又は一部の執行を終了するか、又は執行が免除された時から起算する。

③第1項による情報公開の方法及び手続き、公開命令の執行などに必要な事項は、大統領令で定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償に関する適用例）第22条の2の改正規定は、この法律の施行後、第14条に違反することにより、損害が発生した場合から適用する。

第3条（個人情報公開に関する適用例）第36条の3の改正規定は、この法律の施行後、第36条及び第36条の2の罪で有罪判決を宣告した場合から適用する。

1-2 知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示の一部改正
(関税庁告示第 2021-28 号)

電子官報 (2021. 2. 25.)

関税庁告示第 2021-28 号

「知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示」の一部改正

「知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示」(関税庁告示第 2019-1 号、2019 年 1 月 14 日) の一部改正を次のように告示します。

2021 年 2 月 25 日

関税庁長

1. 主要改正内容

○ 関税法による期間及び期限の計算 (第 9 条)

- 「関税法」第 8 条による官公署の公休日には土曜日が含まれるが、期間および期限を計算する際に公休日及びメーデーのみ除くように定められており、公休日に土曜日が含まれているかどうかを明確にするため、別途規定した場合を除いては「関税法」に従うように改正。

○ 専用使用 (実施) 権同意書の提出 (第 10 条第 2 項)

- 専用使用 (実施) 権を設定できる商標権・品種保護権・特許権・デザイン権は専用使用 (実施) 権者が、その設定行為による範囲で使用 (実施) の権利を独占するため、申立人が専用使用 (実施) 権者の同意書を提出するように制度を補完。

○ 申立書類の補完 (疎明) 手続きの制定 (第 10 条第 4 項及び第 5 項)

- 申立書における記載の誤り、証憑書類の不備等、申立書類の補完要請に関する書式及び補完期間を策定。

- 税関長が並行輸入の可否決定等を審査し、申立人に直接疎明を求めることができるよう、手続きを合理的に改善

*その他、知的財産に関連する物品の輸出入通関において、知的財産権を保護するために必要な事項は、「知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示」の改正告示を参照

2. 施行日 : 2021 年 2 月 26 日

3. 詳細は、関税庁のウェブサイト (www.customs.go.kr) に掲載

1-3 特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令（案）立法予告
（産業通商資源部公告第 2021-138 号）

電子官報（2021.2.25.）

産業通商資源部公告第 2021-138 号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」を改正するに当たり、国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021 年 2 月 25 日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許庁に特許審査のための人員 13 人（4・5 級 3 人、6 級 10 人）、商標審査のための人員 3 人（6 級 3 人）、特許権及び営業秘密等の侵害行為を防止するための人員 4 人（4・5 級 2 人、6 級 2 人）をそれぞれ増員し、特許審査業務のために必要な人員 13 人を評価対象の定員にする内容に「特許庁とその所属機関の職制」が改正（大統領令第 000000 号、2021 年 0 月 00 日公布・施行）されたことで、変更される事項を反映する一方、特許庁に総額人件費制を活用して、職級が引き上げられた定員 5 人（4 級又は 5 級 5 人）を従前の職級（5 級 5 人）に戻し、効率的な人員運営のために管理運営職群の定員 3 人（9 級 3 人）を一般職の定員 3 人（9 級 3 人）に調整し、難しい用語を国民が分かりやすく改訂するなど、現行制度の運営上に現れた不備を補完するものである。

2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2021 年 3 月 11 日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

・（郵便番号：35208）

大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟

特許庁革新行政担当官

電話：(042) 481-8617、Fax：(042)472-3504

電子メール：aza00@korea.kr

3. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）の「冊子/統計-法令及び条約-立法予告」を参照するか、又は特許庁の革新行政担当官室（電話：042-481-5842、Fax：042-472-3504）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 特許庁、大学・公共研究機関の収益で再投資をする支援事業を拡大

韓国特許庁（2021.2.16.）

光州科学技術院、東国大学医療院、忠南大学など5つの新規機関と業務協約を締結

韓国特許庁は、2021年から知的財産の収益における再投資支援事業の対象機関を9カ所から14カ所に拡大すると発表した。

2021年事業の対象機関として新たに選定された光州科学技術院、東国大学医療院、忠南大学、韓国電子技術研究院、韓国標準科学研究院の5つの機関と、2月16日（火曜）15時に政府大田庁舎で業務協約を締結する。

知的財産の収益における再投資支援事業は、大学・公共研究機関の持続可能な特許技術の事業化システムを構築するために、2019年から始まった事業である。

大学と公共研究機関は、支援資金を活用して、特許技術の事業化を推進し、それにより発生した技術料収益の一部を回収して、他の有望な特許の事業化に再投資するように支援する事業である。

大学・公共研究機関は、支援が終了しても特許技術の事業化活動を継続できるように、独自の特許技術事業化ファンドを構築して運営するという点で、従来の一過性の支援事業とは異なる。

2021年の知的財産の収益における再投資支援事業は、計15の大学と公共研究機関が申し込み、3.75対1の高い競争率を記録しており、審査の結果、その中から光州科学技術院、東国大学校医療院、忠南大学、韓国電子技術研究院、韓国標準科学研究院（5機関）が選ばれた。

特許庁は、今回選ばれた機関が知的財産の収益における再投資支援事業を通じて特許技術事業化ファンドを造成するために、今後3年間、毎年1～3億ウォンの資金を支援することになる。

知的財産の収益における再投資支援事業の成果

*特許庁は、2019年から知的財産の収益における再投資支援事業を実施し、9つの大学と公共研究機関に計45億ウォンを支援した。

その結果、特許移転114件およびロイヤリティ76億3,000万ウォンの成果を創出し、これまで支援金の38%である17億4,500万ウォンの技術料を回収した。

特に新型コロナウイルスのため、技術移転活動に制約があったにもかかわらず、韓国材料研究院の場合は支援初年度に、水素脆化への抵抗性および強度向上に向けた高エントロピー合金技術などの特許技術を移転し、支援金に比べて3.6倍の技術移転ロイヤリティを創出した。そして、支援金の44%を特許技術の事業化ファンドで回収する成果を出した。

さらに、特許庁は、知的財産の収益における再投資支援事業に参加した機関が、技術および特許、研究現況を中小・中堅企業と共有するプログラムを設け、産業現場が必要とする技術が研究開発につながるよう積極的に支援する計画である。

特許庁長は、「毎年、研究開発の規模が拡大していることに対し、開発した技術の活用率が大幅に改善できない限界を乗り越えなければならない」とし、「特許庁は、大学・公共研究機関の優秀な技術を選別して国内と海外の特許につなげるとともに、知的財産の収益における再投資支援事業で技術移転の体系を革新することで、大学・公共研究機関の優秀な技術が韓国中小企業の競争力向上につながるよう積極的に支援する計画である」と述べた。

韓国人の IPEG 議長選出は 2004 年以降、2 回目

韓国特許庁は、アジア太平洋経済協力 (APEC : Asia Pacific Economic Cooperation) が APEC で知的財産の政策実務を総括する、知的財産権専門家会合 (IPEG : Intellectual Property Rights Experts Group) の議長に韓国特許庁のチェ・ギョスク事務官 (45 歳) を選出したと 2 月 18 日に発表した。

21 の加盟国 (注 1) の全会一致で選出された韓国の事務官は、2 年にわたって知的財産権分野の研究、経験とノウハウの共有、能力強化など、さまざまなアジェンダに対する加盟国の意見を調整し、合意点を見出す役割を果たすようになる。

IPEG は貿易・投資委員会 (CTI : Committee On Trade and Investment) の傘下にある 8 つの小委員会の一つであり、円滑な貿易投資に向けた知的財産制度の発展を模索し、加盟国間の協力を促すために 1997 年に作られた組織である。

韓国で IPEG 議長が選出されたのは、2004 年が初めてで、今回は 2 回目である。韓国は APEC で 3 つの作業部会の議長 (注 2) を務めることになる。

特許庁は、これまで IPEG に韓国の知的財産における政策の経験とノウハウを紹介し、加盟国の知的財産能力強化のための政策提言を行うなど、積極的に活動してきた。

今回の議長選出により、APEC おける知財権分野をリードする国としての国際的地位が上がり、影響力も大きくなると期待される。

特許庁のチェ・ギョスク事務官は、「APEC IPEG 議長という重責を担って高い責任感を感じており、韓国の知財権制度を APEC 加盟国に広く伝播・拡散することで、APEC 域内に韓国企業に友好的な知財環境が造られるよう最善を尽くしたい」と抱負を語った。

一方、チェ・ギョスク事務官は、韓国科学技術院 (KAIST) 材料工学科の学・修士、ドイツのザールラント大学で博士を取得し、ライブツィヒ INM 研究所を経て、2010 年から公職に就くことになった。

注1 韓国、米国、中国、日本、カナダ、オーストラリア、台湾、香港、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、フィリピン、シンガポール、ブルネイ、メキシコ、ペルー、チリ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ロシア

注2 電気通信・情報作業部会 (Telecommunications and Information Working Group)、人材養成作業部会 (Human Resources Development Working Group) (2021年1月時点)

2-3 特許庁、2月22日から「2021年青少年発明・創意力大会」の受付を開始

韓国特許庁 (2021.2.22.)

私も発明王！斬新なアイデアを募集します！

韓国特許庁は、青少年の思いがけないアイデアを発掘するために、「第34回大韓民国学生発明展示会」、「2021年大韓民国学生創意力チャンピオン大会」、「2021年青少年発明家プログラム」の計3つの発明・創意力大会への申し込みを2月22日（月曜）から募集すると発表した。

特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する、本発明・創意力大会に参加する対象は、小・中・高校生および18歳以下の青少年であり、発明教育ポータルサイト (www.ip-edu.net) で申し込むことができる。

特に、毎年数千件のアイデアが受け付けられる（※）「大韓民国学生発明展示会」は、小・中・高校生および青少年の日常生活における、あらゆる発明アイデアを募集しており、発明の背景、内容、効果、図面や写真などを添付して申し込めばいい。

※ (2017年) 9,569件 → (2018年) 9,299件 → (2019年) 9,840件 → (2020年) 6,770件

該当の作品は、類似作品の審査、公衆審査、現物審査、総合審査など、9段階の審査を経て、大統領賞（賞金300万ウォン）をはじめとする優秀作品の249件を授賞し、展示する計画である。

2020 年度の優秀作品

大統領賞	国務総理賞	国務総理賞
		
潮時を簡単にチェックできる、 「潮時計」	交差感染を防ぐ、「衛生面で安心できるバス降車ボタン」	室内空間の活用度の高める、 「平型プラグとコンセント」

* 発明教育ポータルサイト>大会/展示/行事>学生発明展示会>オンライン展示会で確認可能

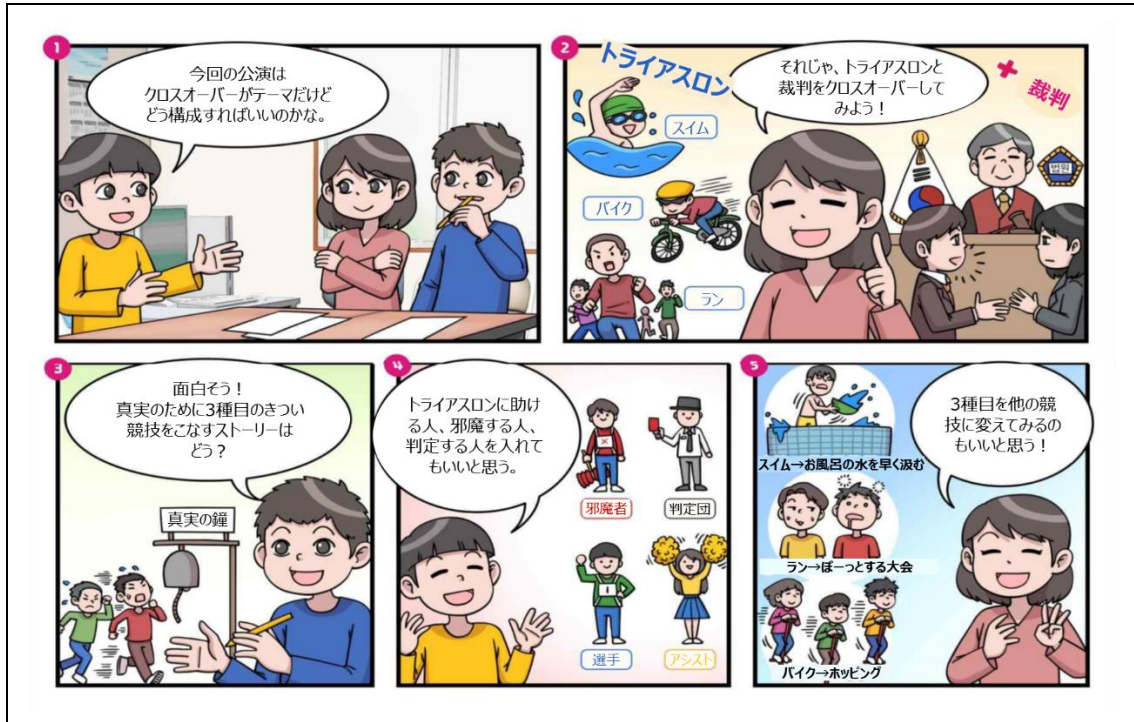
また、創造性を発揮できる大会として代表される、「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」は、小・中・高校生または青少年で構成されたチーム（4～6人）が、与えられた大会の課題（表現課題・即席課題・製作課題）について創造性を発揮して解決する大会である。

大韓民国学生創意力チャンピオン大会

区分	内容	備考
表現課題	与えられた課題の解決方法をコントなどの公演で表現する課題	予選・本選
即席課題	与えられた課題をその場で瞬発力を発揮して解決する課題	予選・本選
製作課題	予め告知されたテーマについて材料を活用し、構造物などを製作する課題	本選

2021年の表現課題のテーマは「日常生活の中のクロスオーバー」で、日常のことや規則をクロスオーバーしたときに起こりそうなストーリーを作る課題である。書面審査により、表現課題の解決計画書を評価し、市・道別の予選大会、全国レベルの本選大会を経て、国家知識財産委員会の委員長賞（3チーム、賞金100万ウォン）など、創造性に優れた36チームを発掘して授賞する。

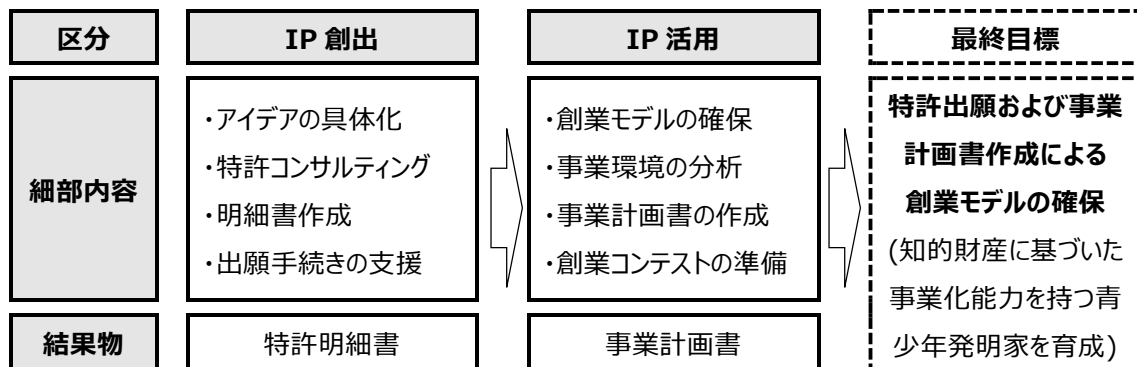
2021 年大韓民国学生創意カチャンピオン大会の表現課題のテーマ



最後に、青少年の発明創業家を育成するために推進している、「青少年発明家プログラム」には、中・高校生およびその年齢に該当する青少年（13～18歳）の3人がチームを組み、「日常生活の新しいアイデア」をテーマにして支援することができる。

書面審査、アイデアの発表審査などを通じて選定される40チームは、良質の知的財産・創業教育、弁理・創業の専門家コンサルティングを通じてアイデアを高度化し、そのアイテムで事業計画書を作成してみる教育を受ける。また、教育を修了すれば全員に対する知的財産権の権利化とともに、優秀修了生には特許庁長賞（大賞は、100万ウォンに相当する副賞）などを受賞することになる。

青少年発明家プログラムのカリキュラム



特に、2021年は参加部門を既存の「日常生活の新しいアイデア」に加えて、「企業の製品を改善するアイデア」部門を新設し、実現可能であれば、関連企業と連携して技術移転まで推進する計画である。

特許庁の産業財産政策局長は、「韓国の未来を変えるイノベーションのエンジンは、創造的な想像力とチャレンジ精神を備えた発明人材である」とし、「2021年も創造性豊かで斬新な発明品やアイデアを持って、大会にチャレンジすることで、青少年の生活が活気あふれる生活になることを期待している」と伝えた。

本大会の詳細は、発明教育ポータルサイト（www.ip-edu.net）で確認することができる。

2-4 営業秘密コンサルティングに参加する企業を募集

韓国特許庁（2021.2.22.）

企業の規模に合わせたカスタマイズ型のコンサルティングを支援

韓国特許庁は、企業が営業秘密管理システムを導入・構築できるように、営業秘密の専門家（弁護士、セキュリティ専門家）を派遣してカスタマイズ型のサービスを支援する、「営業秘密管理システムの深化コンサルティング」への参加企業を募集すると発表した。

営業秘密は、特に「秘密管理性」を満たすことで法的保護を受けることができ、企業の規模・情報の量と重要性などを総合的に考慮して判断するため、企業がどの程度のレベルで秘密管理の措置を実行すべきかについて自ら判断し、履行することは困難である。

このような企業のあい路事項を解決するために、特許庁は2020年に初めて深化コンサルティングを導入した。営業秘密の標準管理システムに基づき、その脆弱性を把握してから秘密等級の分類、書式・規定の検討、秘密資料の分離・保管など、業務における管理システムの改善を支援し、CEOをはじめとする全社員を対象にした教育および営業秘密保護の宣布式を通じて、営業秘密保護の意識向上も推進する。

特に、社員が保有資産のリスト化や分類する作業に直接参加することで、営業秘密に対する基礎的素養を涵養し、コンサルティング以降の継続的な管理にも役に立つようになる。

深化コンサルティング部門別の細部内容

制度的管理	人的管理	物的管理
<ul style="list-style-type: none">•営業秘密保護の対象を特定•秘密等級分類の支援・検収•営業秘密管理規定の検討	<ul style="list-style-type: none">•秘密順守義務の付与•アクセス権限の区分け•内/外部者の誓約書を検討	<ul style="list-style-type: none">•営業秘密統制区域の指定•秘密資料の分離保管・統制•会社外への搬出手続き管理

このように体系的な支援を行った結果、2020年に支援した50社における営業秘密管理システムのレベルが平均32%向上（※）されたことが分かった。

※参加企業における営業秘密管理システムの構築レベル：（前）61.9点→（後）81.6点、32%↑

2021年は、上・下半期に2回に分けて公募を実施し、中小・中堅企業、大学、公共研究機関を対象に、それぞれ30カ所、合計60カ所を選定する計画であり、上半期は2月22日（月曜）から3月10日（水曜）まで募集する予定である。

2020年に支援を受けた、WONJIN Worldwideの代表は、「営業秘密の流出事件を経験して、それなりの整備をしてきたが、今回のコンサルティングを通じて法的に認められるためには、より徹底した対応が必要であることが分かった。申し込みを考えている企業があれば積極的にお勧めしたい」と述べた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「営業秘密として保護を受けるためには、流出される前の事前管理が重要であるため、今回の深化コンサルティングを通じて、企業の現状に合った管理システムを構築し、役職員の営業秘密に対する保護意識を高めるきっかけになることを期待している」と述べた。

営業秘密管理システムの深化コンサルティングに対する詳細と申し込みの手続きについては、営業秘密保護センター（+82-1666-0521、www.tradesecret.or.kr）で確認することができる。

人工知能、データなどデジタル新技術を保護するシステムの構築および活用を強化する

- データ、画像デザインなど、新しいタイプのデジタル知的財産を保護
- オンライン配信など、デジタル環境における不当な知的財産権の侵害を防止
- 特許・コンテンツ・研究・産業データの構築、個人・企業が保有する知的財産データの活用を最大化

デジタルニューディールにより創出される人工知能・データなどのデジタル新技術を保護し、国民に対する活用を拡大するための青写真が公開された。

韓国特許庁は、2月23日（火曜）に韓国の世宗市-ソウル市間のビデオ会議で行われた国務総理主宰の第28回国家知識財産委員会で、「人工知能・データに基づいたデジタル知的財産のイノベーション戦略」を発表した。

最近、新型コロナウイルスによってオンラインでの経済活動が増加し、デジタルトランスフォーメーションが加速化しているとともに、人工知能による創作物、データ、ホログラム商標、画像デザインなど、新たに保護すべきデジタル知的財産が台頭している。

そのため、人工知能・データのようなデジタル新技術から新しい知的財産を創出できる法制度の改善が急がれており、産業バリューチェーンの全般における特許・コンテンツ・研究・産業データなどの知的財産データを戦略的に活用しなければならない状況である。

そこで政府は、「人工知能・データに基づく知的財産のイノベーションでデジタル大国を実現する」というビジョンを掲げ、科学技術情報通信部、文化体育観光部などの関係部処と連携して4大戦略および8つの細部課題を設けた。

今回のイノベーション戦略の主要内容は次のとおりである。

1. デジタルトランスフォーメーションに備えるために、知的財産における法制度のイノベーションを起こす。

人工知能による創作物の権利を保護する方策について関係部処とともに模索し、国際的な議論の方向性に合わせて制度化の方向を決める。

※（2021 年）部処レベルの議論を通じた争点の洗い出しおよび基本原則の確立→（2022 年）WIPO の議論を主導、立法検討

また、制度化の方向が決まったデータ、ホログラム商標、画像デザインなど、残りの課題は速やかに法制の整備を推進する。

具体的には、不正競争防止法にデータの無断利用・取得防止の規定を設けるとともに、ホログラム・動作商標など、デジタルにおける新しいタイプの商標と画像デザインに対する保護を拡大する。

それに加えて、デジタル環境により出現した新しい技術であるオンライン配信、仮想現実などに対する侵害防止制度を設け、オンラインでの模倣品取引による被害防止対策を推進する。

※オンライン模倣品の通報件数（特許庁）：（2019 年）6,661 件→（2020 年）1 万 6,693 件

政府は、そのような対策のために不正競争防止法、商標法など 6 大知的財産法、10 件の立法課題を推進する計画である。

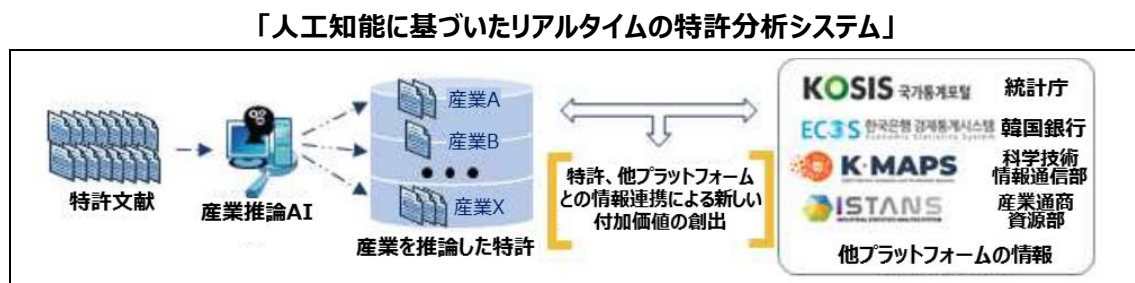
「6 大知的財産法における 10 件の立法課題」

知的財産法	立法課題	日程
不正競争防止法	①データの無断利用・取得などの侵害行為を防止する規定を新設 ②仮想現実（AR・VR）で商標価値を毀損し、誤認・混同を誘発する行為を制裁	～2022 年
著作権法	③データマイニングに利用される著作物に対する著作権侵害を免責する規定を新設 ④違法著作物の URL を提供するウェブサイトを運営するなどの行為を「著作権侵害行為」とみなす規定	～2021 年
特許法	⑤デジタル融合・複合分野の特許審判に「専門審理委員制度」を導入	～2021 年
商標法	⑥デジタル商品のオンライン配信・提供も「商標の使用」に含める ⑦オンラインサービスの提供者に商標権侵害防止の義務を賦課	～2022 年
デザイン保護法	⑧「画像デザイン」を新たな保護対象に含める ⑨電気通信回線を通じた提供など、デザインの実施行為を拡大	～2021 年
発明振興法	⑩知的財産データの活用・開放を拡大するために支援根拠を確立	～2021 年

2. 個人・企業が特許、研究、産業などの知的財産データを便利に活用できるインフラを構築する。

戦略立案、製品生産、流通・販売などの産業バリューチェーンの全般に特許ビッグデータの分析結果を活用して産業競争力を強化する。

特に、デジタル・グリーンニューディールが急速に成果を上げることができるよう、特許ビッグデータ分析を優先的に支援し、特許分析システムに人工知能を適用して、リアルタイムで活用できるように推進する。



また、特許データだけでなく、国家研究データプラットフォームの高度化、マイ（My）製造データプラットフォームの構築など、研究・産業データの共有・活用も促進し、国家イノベーションシステムを強化する。

3. 知的財産に基づいたデジタル産業競争力を強化する。

有望な中小・ベンチャー企業が人工知能などのデジタル産業分野における中核・源泉特許を創出できるよう、R&Dの段階の特許戦略・技術支援だけでなく、R&D以降の知的財産権の確保を支援する。

また、人工知能を学習させるコーパスなど、さまざまなコンテンツを構築し、人気映画・ゲーム・ウェブトゥーンなどを背景にした空間で実現される超臨場感コンテンツの開発とデジタル観光コンテンツの制作を支援する。

それに加えて、知的財産金融に参加する銀行を地方・インターネットの銀行に拡大（※）し、人工知能を活用した特許評価システムの開発を推進するなど、デジタル知的財産金融を活性化する。

※（2020年）国家政策（2カ所）・市中銀行（5カ所）・地方銀行（1カ所）→（2021年）地方銀行（4カ所）およびインターネット銀行の追加を推進

それとともに、地域別のBIG3特化大学を知的財産重点大学（※）に指定し、BIG3専門人材の知的財産能力も強化する。

※（2021年）3大学→（2023年）6大学→（2025年）10大学（累積、教育部の地域プラットフォーム事業と連携）

4. 新たな知的財産における通商秩序をリードする。

データネットワークを通じた営業秘密奪取の防止やデジタル著作権など、デジタル時代の新しい国際的ルール作りを主導し、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）など新たな通商秩序と調和するように制度を改善する。

また、ウズベキスタン、ベトナムなどに知的財産制度のコンサルティングおよび電子行政システムの構築を支援（※）し、クウェート・バーレーンなどの中東諸国を対象に情報化・審査代行パッケージの輸出拡大を推進する。

※（2020年）6カ国にシステム構築・18カ国にコンサルティング支援を完了→（2021年）ウズベキスタン、ベトナムにシステム構築を推進

さらに、知的財産権紛争対応センターの運営を強化し、インターポール・警察庁と模倣品・違法コピーに対する合同取り締まりを実施するなど、韓国企業における海外での紛争解決も積極的に支援する。

※海外知財権確保およびデザイン開発の費用などを支援（2021年20社）

※※著作権侵害に対応する法律コンサルティング、モニタリング費用などを新規支援（2021年50社）

特許庁長は、「知的財産制度が発達している英国と米国が過去の産業革命を主導して、経済発展の恩恵を受けたように、知的財産のイノベーションを通じて、人工知能、データなどにおけるデジタル産業競争力を備えることで、韓国の経済がデジタル時代をリードできるように取り組んでいきたい」と述べた。

2-6 特許庁-SGI ソウル保証、知的財産優秀企業に保証支援を拡大

韓国特許庁 (2021. 2. 24.)

特許庁が選定した知的財産創業・認証企業に保証保険料の割引、保証限度の拡大を支援

韓国特許庁と SGI ソウル保証は 2 月 24 日（水曜）にソウル市鍾路区の SGI ソウル保証本社で「知的財産優秀企業の保証支援に向けた業務協約」を締結すると発表した。

今回の協約を契機に SGI ソウル保証は、2014 年から「グローバル IP（知的財産）スター企業」（※）に提供していた保証支援を知的財産基盤の「創業企業」と「認証企業」にも提供することになる。

※海外特許の確保など、グローバル強小企業の育成プログラムに選定された企業（年間 7,000 万ウォン限度で 3 年間総合支援）

「創業企業」（※）は、履行保証保険（※※）および許認可保証保険（※※※）の商品を別途の担保なしに企業当たり 2 年間、5 億ウォンの限度で利用できるようになる。

※「IP ナレプログラム」、「スタートアップ知的財産バウチャー」および「イノベーション特許事業化」に選定された企業

※※信用格付けが低い企業が建設工事、納品のような各種の契約を締結する際に発生する債務の履行を保証する保険

※※※各種の許認可を申請する際、許可行政庁に納付しなければならない保証金・預り金に代わる保証する保険

「認証企業」（※）は、履行保証保険などの保険料の 10%割引と、企業の信用格付けごとに最大 30 億ウォンまで保証限度拡大の支援を受けることになる。

※「知的財産経営の認証企業」、「職務発明補償の優秀企業」

また、「創業企業」と「認証企業」は、取引先の信用格付けをリアルタイムで通知する機能などを提供する、SGI ソウル保証の「中小企業の信用管理サービス」（※）と役職員の職務能力向上に向けたオンラインプラットフォーム基盤の教育プログラム（SGI Edu-Partner）（※※）を無償で利用できるようになる。

※ NICE 評価情報（株）との提携サービスを提供

※※ソウル保証保険が職務、語学など約 1 万余りの教育コンテンツを中小企業の役職員に提供するサービス

今回の協約により毎年約 2,000 社にのぼる知的財産「創業企業」と「認証企業」が、約 1 兆 6,000 億ウォンに当たる保証限度の拡大と、約 3 億 3,000 万ウォンに当たる保険料の割引優遇を受けることができると期待される。

特許庁長は、「今回の業務協約は、優秀な技術を保有していても信用格付けが低いいため保証書の発行ができず、民間および公共部門の契約に苦勞していた知識財産優秀企業にとって大きな力になると期待している」とし、「今後も中小企業が知的財産に基づいて、より成長できるよう、さまざまな支援政策を積極的に推進していきたい」と述べた。

SGI ソウル保証の代表取締役は、「SGI ソウル保証は 2014 年からグローバル IP スター企業計 1,535 社に 1 兆 6,000 億ウォンの保証支援を提供してきた」とし、「今後、知的財産に基づいた優秀企業が韓国経済の主役に成長するよう持続的に支援していきたい」とコメントした。

2-7 中小企業の特許製品、開発から販路まで特許庁が支援する

韓国特許庁 (2021. 2. 25.)

知的財産を保有する中小企業を対象に、最大 7,000 万ウォン規模を支援

韓国特許庁は、中小企業が保有している優秀な知的財産 (IP) の製品化を通じて事業化を支援する、「2021 年 IP 製品のイノベーション支援事業」に参加する企業を、2 月 26 日から 3 月 24 日まで募集すると発表した。

2012 年から施行してきた優秀な知的財産の製品化を支援する事業である「IP 製品のイノベーション支援事業」は、特許、実用新案、デザインのうち 1 件以上を保有しているか、それとも専用実施権を持つ中小企業を支援対象にし、IP を製品化する過程で発生する技術的な問題を異種分野の多様な特許分析情報を活用して解決し、検証と技術保護、投資誘致、販路開拓までの事業化をトータルで支援する。

2020 年にも、さまざまな技術分野の中小企業 51 社が、本事業を通じて IP の製品化コンサルティングとモックアップ (※) 製作などの支援を受けた。

※モックアップ (mockup) : 製品のデザインを評価するために製作する実物サイズの静的な模型

代表的な支援事例として、Dot 社の「画像を転送できる視覚障害者向けの点字教育デバイス」、UBITEC 社の「UVC-LED を活用して乾燥機能を改善し、多様な形の哺乳瓶を同時に乾燥できる哺乳瓶乾燥機」、Sheco 社の「海洋で石油が流出した際に海水と混ざった原油を速やかに捕集・抽出できる無人駆動装置」、FT Lab 社の「IoT に基づいた小型のラドン検出器」などの開発事例が挙げられる。

「2020 年業績の事例」

企業名	成果
Dot	・米国教育省と 5 年間独占契約を締結 (2021 年 1 月、年 100 億ウォン規模)
UBITEC	・カカオ社と購買を条件に生産する MOU を締結 (年間 12,000 台規模)
Sheco	・産業融合分野における規制サンドボックスを通じた、防除分野の規制に対する特例承認 (2020 年 12 月) ・第 48 回スイスジュネーブ国際発明品展示会に出品する予定 (2021 年 3 月)
FT Lab	・2021 年 CES イノベーションアワード受賞および米国発売確定 (2021 年 1 月) ・Wadiz クラウドファンディングにローンチ (2021 年 2 月)

このような支援により、実際に企業の売上が大幅に伸びて雇用創出および技術保護の効果につながり、支援を受けた企業は高い満足度を示している。

※従来の支援企業 121 社、年平均の売上は 28%、雇用は 35%増加し、新規の知財権出願は 234 件 (2020 年調査)

本事業による支援を希望する企業は、公告期間の間に韓国発明振興会のウェブサイト (www.kipa.org) でオンライン申し込みをすることができ、書類および発表の評価を経て最終的に支援対象企業に選定されれば、新製品の企画、問題解決、製品の高度化課題などを通じて、最大 7,000 万ウォン規模の支援を受けることができる。

特許庁の特許事業化担当官は、「当支援事業により、中小企業が保有している優秀な知的財産の製品化に成功する可能性が高まると期待している」とし、「今後も支援対象を拡大するとともに、企業のニーズを反映して支援内容を多様化していくよう、継続的に取り組んでいきたい」と述べた。

2-8 技術イノベーションの奨励および成果の合理的な共有に向けた、職務発明制度の改善委員会を発足

韓国特許庁 (2021. 2. 26.)

韓国特許庁は、「職務発明制度の改善委員会」の発足式および第1回目の制度改善委員会を2月26日(金曜)午後2時、ソウル市のSKY31コンベンションで開催すると発表した。

職務発明は、企業、大学、公共研究機関などで従業員(職員、教授、研究者)の担当業務に関連する発明のことをいう。

※職務発明とは、(1)従業員などがその職務に関して発明したものが、(2)使用者などの業務範囲に属し、(3)その発明をするようになった行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明をいう(発明振興法第2条第2号)。

職務発明制度は、従業員が創作した発明を企業などの使用者が承継し、従業員には正当な補償をして発明を奨励することにより、最終的には産業の発展と技術競争力の向上に貢献することを目的としている。

2020年に韓国国内で出願された特許のうち、企業・大学・公共研究機関などが従業員の職務発明を承継して出願した割合が80%に達するということは、技術イノベーションに職務発明制度の重要性が非常に高いことを示唆している。

※個人(内・外国人)を除く全ての法人出願(民間企業・大学・公共研究機関・国有・外国法人)を集計すると、約80%を占めている(2020年、特許庁統計)

ところが、職務発明は従業員の研究開発にかかる努力とともに、研究設備・資材の提供や研究費の支援のような使用者のサポートにより初めて完成されるという点で、従業員と使用者は発明の事業化で発生した利益を公平で合理的に調整する必要がある。

しかし、最近、民間企業を中心に、職務発明の補償金に関連する訴訟が増えており、大学・公共研究機関と創業企業で兼業している従業員の場合、職務発明の権利帰属に対する紛争が発生するだけでなく、企業・法曹界・公共機関などから制度改善に対するさまざまな意見が持続的に提起されている状況である。

※職務発明補償に関連する判決(2011~2020年)94件のうち、62%(58件)が2016年以降の宣告

これにより特許庁は、民間専門家を中心に「職務発明制度の改善委員会」を発足し、約 20 人の産業界、学界、法曹界の委員からさまざま現場の意見を収集・議論する計画であり、それに基づいて実効性のある制度改善策を確立する予定である。

制度改善委員会は、職務発明を承継する時点を改善するかどうか、兼業従業員による職務発明の権利関係の明確化、補償金の算定に向けた手続的な正義性の認定を強化するかどうか、規定の不利な変更に対する明確化など、約 10 件の議題を取り扱う計画である。

特許庁次長は、「職務発明制度は、従業員の研究開発に正当に補償することで、発明意欲と業務に対する満足度を向上させ、使用者は研究開発の成果を促進することで企業の競争力を高める一方、中核人材を確保・維持できるようにし、従業員と使用者間の好循環による効果をもたらす有意義な制度である」とし、「職務発明制度の改善委員会が、各界の意見を反映した深度ある議論を行い、産業現場で職務発明制度がより広く活用されることで、不必要な紛争を予め防ぐことができるよう、実効性のある制度の改善策が確立することを期待している」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、2021 年「知財権紛争対応センター」の事業を開始

韓国特許庁 (2021. 2. 17.)

紛争モニタリング、対応戦略支援などに 171 億ウォンを投入
素材・部品・設備の企業とのホットラインを構築、ビデオ相談会を開催

韓国特許庁は、輸出企業の知的財産権（以下「知財権」）の保護および紛争対応を支援するために、2020 年末に発足した「知財権紛争対応センター」の 2021 年度海外知財権保護事業を本格的に推進すると発表した。

2021 年に計 171 億ウォンの事業費を投入して、知財権紛争対応能力が不足している中小企業とのホットラインを構築し、紛争情報のモニタリングおよびカスタマイズ型の紛争対応戦略コンサルティングなどを重点的に支援する計画である。

1. 素材・部品・設備企業と対応センターとの接点拡大

技術の国産化が進んでいる素材・部品・設備産業を集中支援するために、対応センター内で「素材・部品・設備の特許紛争専門担当班」を運営する。専門担当班は、素材・部品・設備企業とのホットラインを構築して、紛争の動向、紛争類型別の対応手続きなどをオンラインで提供する予定である。

また、素材・部品・設備企業に紛争リスクの事前診断および紛争初期段階での相談サービスを支援し、紛争が発生した特許の先行技術に対するアドバイスを提供するために、「素材・部品・設備の特許紛争諮問団（※）」を構成・運営して半期ごとにビデオ相談会も開催する計画である。

2. 知財権紛争の動向案内およびモニタリング

その次に、これまで米国での侵害訴訟が中心だった知財権紛争モニタリングの対象を日本、欧州、中国に拡大し、素材・部品・設備分野における異議申立、無効審判の情報も収集・分析して企業に提供する計画である。

そして海外商標ブローカーによる商標の無断先取り（※）や海外オンライン模倣品流通（※※）のモニタリングを拡大して被害事実を適時に案内し、法的対応を支援するなどの後続措置も強化する予定である。

※中国、タイ、インドネシア、ベトナム

※※中国、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピンなど

3. 知財権紛争対応戦略コンサルティングを提供

最後に、対応センターの紛争専門家（PM）がモニタリングとホットラインを通じて収集した情報をもとに、特許法人などと連携して、個別企業の紛争状況に合わせたカスタマイズ型の対応戦略を提示する計画である。

特に特許侵害訴訟または海外商標紛争に巻き込まれた場合、効果的に対応するために申し込みおよび審査手続きを簡素化して、最小 2 週間以内に法的対応ができるよう支援する。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「グローバル貿易紛争に続き、新型コロナウイルスの影響によって世界に保護貿易主義が広がっており、輸出企業におけるグローバルバリューチェーン（GVC）の再編が加速化することにより、知財権紛争の拡大が予想される」と

し、「知財権紛争対応センターを通じて、韓国の輸出企業がこのような危機をうまく克服することができるよう、最大限支援していきたい」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム